

令和元年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和元年9月20日（金曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件  
〔第55号議案及び第56号議案〕
- 日程第2 第41号議案から第54号議案まで  
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第57号議案  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 意見書案第4号  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1 番 於 久 弘 治
- 2 番 毛 利 洋 子
- 3 番 中 尾 勉
- 4 番 黒 田 健 一
- 5 番 井ノ口 憲 治
- 6 番 阿 部 輝 之
- 7 番 土 谷 信 也
- 8 番 成 重 博 文
- 9 番 中山田 健 晴
- 10 番 松 本 博 彰
- 11 番 河 野 徳 久
- 12 番 安 東 正 洋
- 13 番 北 崎 安 行
- 14 番 河 野 正 春
- 15 番 菅 健 雄
- 16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- 事務局 長 安 田 祐 一
- 総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
- 総括主幹兼議事係長 板 井 保 明
- 専門 員 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- 市 長 佐々木 敏 夫
- 副 市 長 堤 隆
- 市参事兼総務課長 佐 藤 之 則
- 市参事兼財政課長 飯 沼 憲 一
- 企画情報課長 丸山野 幸 政
- 地域活力創造課長 川 口 達 也
- 税 務 課 長 土 谷 恒 男
- 市参事兼市民課長 近 藤 幸 一
- 保 険 年 金 課 長 大久保 正 人
- 社会福祉課長 植 田 克 己
- 子育て支援課長 水 江 和 徳
- 健康推進課長 清 水 栄 二
- 人権・同和对策課長 田 染 定 利
- 環 境 課 長 後 藤 史 明
- 商工観光課長 河 野 真 一
- 農業ブランド推進課長 黒 木 雄 二
- 耕地林業課長 早 田 博 昭
- 建 設 課 長 永 松 史 年
- 上下水道課長 早 尻 真 一
- 会計管理者兼会計課長 尾 形 稔
- 農業委員会事務局長 佐々木 真 治
- 選挙管理委員会・監査委員事務局長
- 藤 重 深 雪
- 地域総務二課長兼水産・地域産業課長
- 大 力 雅 昭
- 市参事兼消防長 宗 高 徳
- 総務課 課長補佐兼総務法規係長
- 小 野 政 文
- 総務課 課長補佐兼秘書係長
- 都 甲 さおり
- 教育委員会
- 教 育 長 河 野 潔
- 教育総務課長兼地域総務一課長
- 安 藤 隆 治
- 学 校 教 育 課 長 衛 藤 恭 子
- 文化財室長 板 井 浩

○議長（菅 健雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において、審査中の各決算認定議案について、閉会中

9月20日

の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第55号議案及び第56号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第55号議案及び第56号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(菅 健雄君) 日程第2、第41号議案から第54号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、井ノ口憲治君。

○総務委員長(井ノ口憲治君) 去る9月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、繰越金などで財源措置されており、補正額は、5億5,718万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、157億4,465万6,000円となっています。

歳出の主なものは、総務費では、立地企業が行う工場増設等に対し、地域総合整備資金の貸付を実施する経費などが計上されています。

次に、地方債の補正については、地域総合整備資金貸付事業などを追加し、昭和の町空き店舗再生事業などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「今回、融資を行う企業の雇用者数や影響する税収がどのくらいなのか」などの質疑が出されました。

執行部からは、「申し込みをいただいているのは、株式会社キャムさんで、増設を行う前の雇用者数で正社員32名と聞いている。税収については把握していない」との答弁がありました。

審査の結果、第41号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第42号議案、新市建設計画の変更については、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により合併特例債を起すことができる期間が5年間延長され

たことに伴い、新市建設計画の一部を変更したいので議決を求めるものです。

審査の中で委員より、「5年間延長で活用できる事業費がどのくらいあるのか。今後の活用について」質疑が出されました。

執行部からは、「事業に充てられるのは、6億7,150万円。使途については、明確に示されていない」との答弁がありました。

審査の結果、第42号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第43号議案、豊後高田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第43号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第44号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「軽自動車税の非課税措置を講ずる対象は、市内でどのくらいあるか」と質疑が出されました。

執行部からは、「今の時点では把握していない」との答弁がありました。

審査の結果、第44号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第45号議案、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第45号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正で市内は、対象はないが、県内では対象はあるのか」と質疑が出されました。

執行部からは、「県内では、大分市が対象になる施

設がある」との答弁がありました。

審査の結果、第46号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、豊後高田市基金条例の一部改正については、森林環境譲与税の創設に伴い、森林の整備及びその促進に関する施策に要する財源を安定的に確保するため、新たな基金を設置するものです。

審査の結果、第47号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、豊後高田市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第48号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市定住促進無償宅地の譲渡等に関する条例の制定については、市が造成した定住促進のための無償の宅地の譲渡等に関し必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「第4条の中の、申請者若しくはその配偶者が50歳未満という条件があるが、40歳か45歳未満に下げた方が市のためになると思うがどうか」と質疑が出され、執行部からは、「これまでの移住相談を受ける中で、50歳を越えて15歳未満のお子さんがあるケースがあり、広く対象を広げることかたちで要件を設定している」との答弁がありました。また、「第19条のモデル区画の条文については必要ないのではないか。再考する考えはないか。」と質疑があり、執行部からは、「1次予約の状況を見ながら考えていきたい。この条例から削除することは考えていない」との答弁がありました。

第49号議案については、委員より第19条を削除する修正案が提出されました。

本修正案については、反対の討論があり、採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。

続いて、市長が提案した原案について、採決をした結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長（中山田健晴君） 去る9月17日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されまし

た議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、民生費では、田染地区における新たな保育園の園舎整備に対する助成経費などが計上されています。

教育費では、新学習指導要領全面実施に向け、教科横断的な教育課程の編成を図るための調査研究に要する経費が計上されています。

審査の中で委員より、「保育所緊急整備事業で、県からの補助金がないがどうか」との質疑が出され、執行部からは、「国の事業であり、県からの補助金はない」との答弁がありました。

審査の結果、第41号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、豊後高田市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第50号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、豊後高田市立幼稚園条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第52号議案、豊後高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第52号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第53号議案、豊後高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第53号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備

9月20日

及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第54号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） 去る9月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なもの、農林水産業費では、防災・減災のための排水機場の改修を行う経費などが計上されています。

商工費では、旧安東薬局の改修や長崎鼻のパーベキューテラスの整備に要する経費などが計上されています。

土木費では、急傾斜地崩壊対策事業等に係る負担金が計上されています。

審査の中で委員より、「旧安東薬局の改修について、今回の補正を含めたこれまでの経費の総額はいくらか」と質疑がありました。執行部からは、「荷物の撤去業務、42万4,580円・建物の設計費378万円・土地、建物購入費755万4,040円・工事費が、5,984万円」と答弁がありました。

また、「大幅な費用がかかるということで、この事業を再考する考えはないか」と質疑がありました。執行部からは、「予想よりも費用が多くかかるが、新たに創業支援施設として活用するためには、耐震化補強が必要であり、改修工事を行っていかねばならないので、国の補助金、地方債を活用して整備していきたい」と答弁がありました。

審査の結果、第41号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑

に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を結びたいします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんでした。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 討論なしと認め、討論を結びたいします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの中の各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって採決表の一括採決するもの各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（菅 健雄君） 日程第3、第57号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第57号議案は、土地改良事業の施行についてでございます。台風8号の影響により故障した桂排水機場除塵機の復旧事業を施行するに当たり、土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を結びたいします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第57号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(菅 健雄君) 日程第4、意見書案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。3番、中尾勉君。

○3番(中尾 勉君) 皆さん、こんにちは。地方財政充実・強化を求める意見書(案)について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を始めとした法的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の骨太2018では、地方の一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円、前年度比1%となり、過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も保育の無償化などの国の施策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を始めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であることから、下記事項について、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第

99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(菅 健雄君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 土 谷 信 也

9月20日

豊後高田市議会議員 成重博文